

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第120号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成21年6月1日 15時20分ごろ
発生場所	鹿児島県屋久島町屋久島の北方沖8海里付近 （概位 北緯30°34′ 東経130°24′）
事故等調査の経過	平成21年8月6日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一宝 ^{ほうりょう} 漁丸、75.56トン
船舶番号、船舶所有者等	MZ2-786（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	主機の過給機のタービン側軸受及びタービン軸が焼損
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか14人が乗り組み、操業海域に向けて屋久島の北方沖を航行中、平成21年6月1日15時20分ごろ、突然、主機の過給機（以下「過給機」という。）が異音を発したため、機関長が主機を停止して点検したところ、タービン軸が回転しなかった。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて鹿児島県指宿市山川港に入港し、本件整備業者が点検した結果、過給機のタービン側軸受等が焼損していることが判明し、修理された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約2m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
その他の事項	<p>過給機のタービン側軸受潤滑油は、異常発生時、検油窓から確認できない量まで減少していた。</p> <p>機関長は、異常発生後、過給機のタービン軸受蓋を開放して損傷状況を確認したが、潤滑油の漏洩箇所については確認していなかった。</p> <p>過給機は、平成21年1月の定期検査工事で開放して整備された後、5月初旬、機関長が、機関員3人とともに潤滑油の交換を行うとともに、タービン軸受蓋を取り外して内部清掃を行っていた。</p> <p>機関長は、過給機の潤滑油を交換した際、ドレンプラグを外したのち、銅パッキンを焼き鈍しせずに同プラグを復旧した。</p> <p>タービン軸受蓋のガスケットは、破損等もなかったことから、そのまま組み込まれた。</p> <p>過給機の潤滑油を交換した後、機関員が、ドレンプラグから油の滲みを認めたが、わずかなので問題ないだろうと思った。</p> <p>機関長は、過給機の潤滑油を交換した後、2～3日間、潤滑油量の点検を行ったが、その後は行っていなかった。</p> <p>過給機の下方は、主機のフライホイール付近に位置し、床板が敷かれておらず、潤滑油が漏洩しても確認しにくい状況にあった。</p>

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 過給機は、潤滑油の交換が行われた際、ドレンプラグが適切に取り付けられなかったため、同プラグ締付部から潤滑油が漏洩した可能性があると考えられる。 機関長が、ドレンプラグの銅パッキンを焼き鈍しするなどして適切に取り付けるとともに、定期的に過給機の潤滑油の点検を行っていれば、また、機関員が、ドレンプラグからの滲みを認めた際、同プラグを増し締めしていれば、本インシデントは防止できた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、過給機の潤滑油の交換が行われた際、ドレンプラグが、適切に取り付けられず、締付部から潤滑油が漏洩したため、本船が屋久島の北方沖を航行中、過給機の潤滑が阻害されて軸受が焼損したことにより発生した可能性があると考えられる。	